

委嘱状交付式及び第1回大分市消防局基本計画検討委員会 議事録

1. 日 時 令和3年6月7日（月） 14:00～15:50

2. 場 所 大分市消防局4階 中会議室（ZOOMによるWEB会議）

3. 出席者

【委員】（計6名）

日本文理大学 人間力育成センター長	高見 大介
大分県立看護科学大学 基礎看護学助教	石丸 智子
大分市PTA連合会 会長	平本 泉
大分市防災協会 会長	安藤 暢啓
大分市消防団 東部師団長兼第2方面隊長	得丸 昭一
大分県消防学校 教頭	緒方 信幸

【事務局】（計3人）

消防局総務課（参事補）秦 陽一郎（主査）安藤 奨悟（局員）丸山 修輝

【プロジェクトチーム】（計13人）

消防局総務課（課長）	阿部 一也	（参事）	定野 浩之
	（参事補） 内田 喜久	（参事補）	芦刈 崇英
	（参事補） 村上 利幸		
警防課	（参事補） 川上 和宏	（主査）	片島 修二
	（局員） 富高 悠紀	（局員）	坂本 大輔
予防課	（参事補） 渡辺 哲也	（主査GL）	松岡 辰倫
通信指令課	（主査GL） 柴崎 道夫		
救急救命課	（主査GL） 堤 裕之		

4. 次 第

- (1) 開会
- (2) 消防局長あいさつ
- (3) 委員委嘱状交付式
- (4) 委員長及び副委員長の選出
- (5) 委員及び構成員の紹介
- (6) 消防局基本計画（素案）の概要説明
- (7) 質疑応答
- (8) その他（お知らせ等）
- (9) 閉会

第1回大分市消防局基本計画検討委員会

発言者	発言内容
秦参事補	<p>ただいまから、令和3年度第1回大分市消防局基本計画検討委員会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、Web会議での開催の運びとなりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>それでは、会に先立ちまして、消防局長の後藤からあいさつをお願いします。</p>
後藤局長	<p>(局長あいさつ)</p>
秦参事補	<p>後藤局長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本検討委員会の委員委嘱状交付式を執り行います。</p> <p>委員は、6名いらっしゃいます。</p> <p>本来であれば、後藤局長が順番に名前を読み上げ、委嘱状を個人ごとに手渡すところですが、このたびはWeb会議でありますので、委嘱状につきましては、後日事務局から委員の皆さまに送付いたしまして、委嘱状交付に代えさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、大分市消防局基本計画検討委員会の委員委嘱状交付式を終了いたします。</p> <p>続きまして、委員長、副委員長の選出に移りたいと思います。</p> <p>委員長は、「大分市消防局基本計画検討委員会設置要綱第6条」に基づき、委員の互選により選出していただきます。</p> <p>委員の皆さまの中から、委員長として立候補される方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(立候補者なし)</p>
秦参事補	<p>それでは、誰もいないようですので、事務局から提案させていただきます。</p> <p>日本文理大学人間力育成センター長であります、高見委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(反対意見なし)</p>
秦参事補	<p>反対意見がないようですので、高見委員、お願いできますでしょうか。</p>
高見委員	<p>よろしく申し上げます。</p>

秦参事補	<p>ご了承誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。 続きまして、副委員長の選出に移りたいと思います。 副委員長として立候補される方は、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	(立候補者なし)
秦参事補	<p>それでは、誰もいないようですので、事務局から提案させていただきます。 大分県立看護科学大学基礎看護学助教であります、石丸委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	(反対意見なし)
秦参事補	反対意見がないようですので、石丸委員、お願いできますでしょうか。
石丸委員	よろしくお願います。
秦参事補	<p>ご了承誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。 委員長、副委員長が決定しましたので、ここで、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
各委員	(各委員あいさつ)
秦参事補	<p>続きまして、消防局基本計画の概要説明になりますが、会議に入る前に、本委員会の会議の公開と結果の公表につきまして、お知らせいたします。 本市におきましては、市民の市政に対する理解と関心を高め、開かれた市政を推進するために、各種会議の公開を行っています。本委員会も広く市民の皆さまにその内容を知っていただきたいという観点から、会議の公開を行って参りたいと考えています。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回はWeb会議としているため、傍聴は不可といたします。 また、本委員会の結果の公表につきましては、会議での発言を録音させていただき、議事録としてホームページに公開することとしておりますので、ご了解をお願い申し上げます。 なお、ホームページへの公開前に、議事録案を委員の皆さまにご確認いただき、全員の承認をいただく予定です。 それでは、早速ですが、本題に入らせていただきます。 説明する構成員は、説明前に自己紹介をしてから、説明に入ってください。</p>

<p>高見委員</p>	<p>ここから先の議事進行は、高見委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第の「6－消防局基本計画の概要説明」について、基本計画総論及び各論の説明を事務局及びプロジェクトチームからお願いいたします。</p> <p>最初に「総論」からお願いいたします。</p>
<p>安藤主査</p>	<p>事務局の安藤です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、総論の説明の前に、本計画の「策定にいたる背景」や「策定における基本方針」、「これまでの経過」について簡単にご説明いたします。</p> <p>まず「策定にいたる背景」ですが、第1に現行計画が本年度に終了すること、第2に本市の最上位計画である総合計画第2次基本計画、以降は「総合計画」と呼ばせていただきます、昨年度施行されたことに伴い、本市の各所属において、所管する個別計画を、総合計画に紐づくものとして見直しを含めて再検討していること、第3に大分市消防団も「消防団ビジョン」という個別計画を、2019（平成31）年4月から施行し、取組を推進していること、第4に消防指令業務の共同運用は、2024（令和6）年4月の運用開始を目標に検討が進んでいること、以上の4点から、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応し、安定した施策（しさく）の推進、展開ができるよう、現行計画の改定というよりか、むしろリボーン（生まれ変わり）とする策定を目指しております。</p> <p>次に、「策定における基本方針」ですが、第1に総合計画に紐づくものとする、第2に本市の各所属が所管する、個別計画と調和、整合をとった計画を目指すこと、第3に本計画の構成を、総合計画をふまえた4つの分野別とし、これまでの各種統計を分析した取組を掲載すること、第4に掲載する取組を進捗管理するための指標を設定し、安全・安心を身近に感じていただくよう、数値目標を設定すること、第5に当局が掲げる中長期事業において、市民にとって非日常的な用語を含むことから、本計画各節ごとに用語解説を記載し、計画本文に写真を盛り込むなど、市民に理解されるよう努めていくこと、以上の5点としております。</p> <p>最後に「これまでの経過」ですが、2019（令和元）年4月から、当局総務課サブグループを設置して、現行計画の分析及び検証を行い、同年10月から消防局基本計画プロジェクトチームを設置して、新たな計画の骨子案を策定いたしました。</p> <p>また、昨年度11月から本年2月まで、庁内検討委員会を開催し、関係部局が所管する各種個別計画との整合性、関係各課の所管業務との関係性を精査し、細部にわたる文言や表現の訂正、新基本計画の理解を深めるための消防業務に関する質問、関係部局が計画を策定した際の注意点等のア</p>

ドバイスなど、累計55の質問や意見をいただき、その全てをプロジェクトチームの各部会で丁寧に審議し、関係各課への回答及び素案への反映を実施しました。今年度は、本委員会、その後パブリックコメントという運びを予定しております。委員の皆さまには、以上の経過をふまえた大局的なご意見を頂戴いたしたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総論の説明に入らせていただきます。事前に配付させていただきました「大分市消防局基本計画素案」の目次をお開きください。ご覧いただいているとおり、7つの章で構成しております。それでは、各章ごとに説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。第1章の「策定趣旨」は、前段として、消防機関の根幹である消防組織法第1条に規定された『消防の任務』を遵守し、同法第6条に規定された責任を果たす中で、当局のあるべき姿と、その実現のために、現行計画を策定した経緯、及び本計画は、本市の消防力整備のために、必要で普遍的な計画であり、『災害に強い安全な都市づくり』を目指す、現行計画に関する説明を記載しております。

最後に「これまでの経過」ですが、2019（令和元）年4月から、当局総務課サブグループを設置して、現行計画の分析及び検証を行い、同年10月から消防局基本計画プロジェクトチームを設置して、新たな計画の骨子案を策定いたしました。

また、昨年度11月から本年2月まで、庁内検討委員会を開催し、関係部局が所管する各種個別計画との整合性、関係各課の所管業務との関係性を精査し、細部にわたる文言や表現の訂正、新基本計画の理解を深めるための消防業務に関する質問、関係部局が計画を策定した際の注意点等のアドバイスなど、累計55の質問や意見をいただき、その全てをプロジェクトチームの各部会で丁寧に審議し、関係各課への回答及び素案への反映を実施しました。今年度は、本委員会、その後パブリックコメントという運びを予定しております。委員の皆さまには、以上の経過をふまえた大局的なご意見を頂戴いたしたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総論の説明に入らせていただきます。事前に配付させていただきました「大分市消防局基本計画素案」の目次をお開きください。ご覧いただいているとおり、7つの章で構成しております。それでは、各章ごとに説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。第1章の「策定趣旨」は、前段として、消防機関の根幹である消防組織法第1条に規定された『消防の任務』を遵守し、同法第6条に規定された責任を果たす中で、当局のあるべき姿と、その実現のために、現行計画を策定した経緯、及び本計画は、本市の消防力整備のために、必要で普遍的な計画であり、『災害に強い安全な都市づくり』を目指す、現行計画に関する説明を記載しております。

後段は、現行計画の終了に伴い、『新たな時代に即した新計画』の策定を

宣言し、当局の中・長期的な最上位計画として、消防力の維持を大前提としながら、さらなる向上を目指す、との目標を設定しております。

次に2ページ目をご覧ください。第2章の「計画の位置付け」は、総合計画の目標を具現化するため、総合計画の直下（ちよっか）に位置付く個別計画であることを明記しております。

また、市民と新計画の位置付けとして、『常に中心に市民がいること』を意識する、とも明記しており、市民第一の計画として、大分市と総合計画、新計画の三者の関係性を分かりやすく表現するイメージ図を掲載しております。このイメージ図は、市民が住む大分市を一番上に位置付け、総合計画が土地、新計画が土台となって大分市を支えるイメージとしております。

次に3ページ目をご覧ください。第4章の「計画の期間」は、『2022（令和4）年度から2031（令和13）年度まで』の10年間とし、総合計画の見直しや、見直しに伴う個別計画の改正に対し、策定から5年後の2027（令和9）年度に、中間見直しを実施することで、それらとの連携、整合を図ります。

次に4ページ目をご覧ください。第5章の「消防を取り巻く社会の動向」は、同章を4つの節で構成しています。同ページにある、第1節の『大分市の人口動態』は、あらゆる各種計画の現状分析、課題抽出において、第一条件となる人口動態を記載しております。文面や数値は、基本的に「大分市人口ビジョン2019（令和元）年度、時点修正版」から引用し、一部改編させていただいております。

次に5ページ目をご覧ください。第2節の『大分市のまちの状況』は、消防の根幹であり、重要な任務である『消火・救急・救助』にとって、建物や道路の状況、土地利用動向、交通体系は、業務を遂行するうえで、非常に重要な情報となっております。そこで、建物の状況については、市全体の動向として、「2019（令和元）年度版、固定資産概要調書」から、全棟数や構造種別棟数、人が住む建物棟数を記載しております。

また、道路の状況、土地利用動向、交通体系は、本市を9つの地区に分け、前節の人口動態も含めて記載しております。この部分は、「2011（平成23）年度版、大分市都市計画マスタープラン」、大分地区のみ「2016（平成28）年度版、大分市都市計画マスタープラン別冊』から引用し、一部改編させていただいております。

次に7ページ目をご覧ください。第3節の『大分市を取り巻く環境』は、近年多発する大規模な自然災害に関し、本市の自然環境を分析することが重要と思われます。そこで、本市の地勢について、「2018（平成30）年度版、大分市地域防災計画・風水害等、対策編及び震災対策編」、並びに「大分市総合計画第2次基本計画」から引用させていただいております。

次に10ページ目をご覧ください。第4節の『消防に関する市民意識』は、新計画を策定するうえで、時勢や市民のニーズを的確に把握し、市民の視

	<p>点に立った施策（しさく）を展開することが重要と思われることから、『消防・救急体制の充実』の満足度、重要度を、「大分市総合計画第1次基本計画」の計画期間である、2016（平成28）年度以降の「大分市民意識調査結果」から抜粋し、記載しております。</p> <p>次に11ページ目をご覧ください。第6章の「動向と課題」は、「大分市総合計画第2次基本計画」に記載される『動向と課題』を、詳細に解説する視点から、全国的な火災発生件数の傾向や、救急需要の将来予測、近年の自然災害の傾向を述べ、その後本市に置き換えて、より具体的な文面として記載しております。</p> <p>また、同ページにある、第7章の「基本方針」も前章と同様に、『本市における災害状況の分析』、『地域の実情に即した署所の再編』、『車両及び人員資機材の整備』という、より具体的な取組を記載しております。</p> <p>最後に、総論全体の説明になりますが、第2章の「計画の位置付け」で説明したとおり、新計画は総合計画の個別計画であり、そのため、本市の人口動態やまちの状況、本市の環境等で、他部局の個別計画の内容と重複する部分は、その文面や関係資料を引用させていただき、個別計画との連携、整合を図っております。新計画の策定予定時期は、2022（令和4）年3月であり、それまでの期間で、個別計画の改正や、関係資料の更新があれば、こちらの総論も、最新版に更新させていただきます。</p> <p>以上により総論に係る説明を終わります。</p>
高見委員	<p>それでは、この説明に対し、委員の皆さまからのご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>（意見・質問等なし）</p>
高見委員	<p>ないようですので、次に各論の説明を各部会担当構成員からさせていただきます。</p>
松岡GL	<p>最初に「第1章 火災予防の推進について」、担当の方からお願いします。</p>
松岡GL	<p>予防課の松岡です。「火災予防の推進について」、説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。</p>
松岡GL	<p>では12ページをお開きください。</p>
松岡GL	<p>第1節では総合計画の「出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します」に対応した効果的な火災抑止対策事業として、取り組んでいる内容を記載しています。</p>
松岡GL	<p>地域により人口、地勢、都市環境が異なるように、火災の発生傾向、原因も地域事情により異なることから、地域の火災原因に応じた対策を講じる取組みを明確にしております。地域区分は管轄署別 3区分と消防団の</p>

方面隊別 8 区分に分けております。その統計は事前にお渡しした資料「予防白書」に掲載しておりますので、後ほどご確認ください。またこのような統計の元となる火災の原因調査をしっかりと行うため、組織内の人材育成が不可欠であります。本節での取組みはそれらを具体化したものです。現状と課題は記載の通りでございます。

このような現状の中、火災発生の抑止と火災による死者をさらに減少させるため、火災の傾向を分析し、効果的な火災抑止対策に取り組む必要があります。

その取組みは大きく分けて記載されております4つです。

13 ページをお開きください。最後にその成果指標として、火災調査員の調査技術の向上を図るため、研修回数・人数を指標とします。毎年度前年度以上を目指し、2031年度は150人を目指します。

14 ページをお開きください。第2節では総合計画の「住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢化社会に対応した取組をふまえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組めます。」に対応した住宅防火推進事業として、取り組んでいる内容を記載しています。

住宅での火災では全国では946人の方が亡くなり、その約7割が65歳以上の高齢者です。そのため平成18年から住宅用火災警報器の設置が義務化され、大分市では設置率約91%と全国平均より高い設置率で推移しております。

しかし設置義務化から15年が経過しているため、住宅用火災警報器の交換及び維持管理の広報が必要です。第1節でお話ししたように火災で亡くなる方の多くが65歳以上であることから、高齢者など避難に時間がかかる方と接点のある福祉関係部局との連携が効果的であると考えております。本節での取組みはそれらを具体化したものです。

現状と課題は記載の通りでございます。

このような現状の中、火災によって亡くなる方は65歳以上の高齢者が多いことから、関係する団体と連携し、積極的に住宅火災の減少に取り組めます。

その取組みは大きく分けて記載されております4つです。

15 ページをお開きください。最後にその成果指標として、毎年全国で行っている住宅用火災警報器の設置率調査、地域に根差した関係機関と連携した訓練回数、大分市総合計画の指標でもあります住宅火災の出火率、住宅火災における死者数、住宅火災における65歳以上の死者数としており、設置率については93%、連携した訓練回数は消防職員と消防団員がともに行った訓練の割合を20%、死者数はいずれも0人を目標とします。

16 ページをお開きください。第3節では総合計画の「病院や社会福祉

施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。」に対応した消防予防査察事業として、取り組んでいる内容を記載しています。

消防法第4条、第16条の5に基づき立入検査を行い、防火対象物、危険物施設等の適正管理を図っております。また、2017（平成29）年4月1日から消防法令違対象物の公表制度が開始され、速やかな違反是正に取り組んでおります。査察は予防行政の根幹であり、大変重要な予防業務であります。法に基づく査察を規程に基づき年間計画を立て、それを100%実施していくことで、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりにつながっていきます。また、効果的な査察を行うため、査察員の資質向上を図ることが重要であることから、その取組を明確にするものです。現状と課題は記載の通りでございます。

このような現状の中、査察から違反処理までをスムーズに行えるよう「大分市火災予防査察及び違反処理に関する規程」を作成し、違反の是正を強化しました。

その取組は大きく分けて記載されております2つです。

18ページをお開きください。最後にその成果指標として、一般対象物、危険物施設の防火対象物査察率、予防技術検定の合格率としており、査察率については100%、合格率は60%を目標とします。

19ページをお開きください。第4節では総合計画の「幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組めます。」に対応した防火意識・知識普及事業として、取り組んでいる内容を記載しています。

火災が発生した際初期消火を行うことは重要で、火災の被害を防ぐことに大変効果があります。また住宅火災の死者は逃げ遅れによるものが多くを占め、火災からの避難方法を身に付けておくことは年齢を問わず大変重要です。

そのような防火意識・知識の普及には、地域に根差した少年婦人防火委員会や消防団などと連携することで、啓発の効果がより高まることと考えられるため、その取組を明確にするものです。

現状と課題は記載の通りでございます。

このような現状の中、大分市の火災を分析することで、火災にも地域特性があることが分かったことから、地域や年齢に応じた火災予防啓発を、地域に根差している関係団体と連携することで効果的な啓発につながります。また大分市を担う子どもたちに、継続的に防火意識の醸成を図ることで、自らの生命や財産を守ることができる能力を持つ、大人となるための素地を培います。

	<p>その取組みは大きく分けて記載されております5つです。</p> <p>20ページをお開きください。最後にその成果指標として、女性防火クラブの啓発活動回数、消防団の方面隊別火災件数で最も多い原因件数としており、啓発活動回数は前年度以上、火災件数は前年度以下を目標とします。</p> <p>説明は以上です</p>
高見委員	<p>それでは、この説明に対し、委員の皆さまからのご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
緒方委員	<p>緒方です。一点お伺いします。予防技術検定の合格率は全国平均で何%くらいでしょうか。</p>
松岡GL	<p>令和元年度の合格率は55.6%、令和2年度は60.2%となっております。以上です。</p>
石丸委員	<p>石丸です。業務の経験上、たき火が原因の火災で救急搬送される高齢者が多いように感じています。基本計画の素案14ページにも「高齢者に重点を置いた啓発活動」と記載されていることから、たき火が原因となる火災の啓発内容を記載してもいいのではないのでしょうか。</p>
松岡GL	<p>基本計画の素案14ページには、高齢者向けの啓発は住宅火災に限って記載しております。石丸委員のおっしゃった「たき火」による火災は「その他の火災」に分類され、基本計画に記載はしていません。</p> <p>しかしながら、基本計画の素案20ページの消防団方面隊別の出火原因から、たき火による火災は地域によってかなり特色があります。よって、地域及び年齢に応じた火災予防啓発を行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
高見委員	<p>続きまして、「第2章 消防体制の充実について」、担当の方からお願いします。</p>
川上 参事補	<p>消防体制部会事務主管であります警防課の川上でございます。第2章の「消防体制の充実」についてご説明いたします。</p> <p>一言に「消防体制」と言いましても、消防の組織体制のことから、建物などの消防施設のこと、人材の育成に関すること、消防団の強化に関することなど多岐に渡っておりますので、それぞれ専門の担当者からご説明いたします。</p> <p>まず、「消防体制の充実」のうち第1節の消防隊等の強化のための改革か</p>

ら第4節の消防水利についてまでご説明いたします。

21ページをお開きください。

第1節では、組織内の体制強化のための改革についてでございます。先ほどの予防課からの説明にもありましたとおり、火災件数は減少傾向にあります。一方で22ページの救急を除く災害出動状況を見ていただきますと、火災は減少傾向にあるもののその他の災害を含めると、非常に多くの出動をしていることが分ります。

近年では災害や事故が多様化・大規模化し、都市構造の複雑化や住民ニーズの多様化に伴って、消防車両をはじめとする消防機械器具も時代の流れとともに最新に変化してきています。しかしながら、本市の消防体制につきましては長年にわたり大きな変革なく維持されてまいりました。

また、職員の若返りにより、現場経験が少ない消防士が増えている中で、どのように部隊を強化していくかが、課題となっております。

本市の消防には、各部隊を統制し大隊長を有する指揮隊（調査隊を含む）が3隊、消火活動を主な活動とする消防隊が14隊、救助、救出を主な活動とする救助隊が3隊、はしご車や水槽車などの大型車両を運用する特殊車隊3隊、の部隊を保有しておりますが、1点目の取組みとして、部隊の専門化を図ってまいります。

火災調査専門部隊の創設や隊における人的増強をはじめ、コンビナート災害やテロ災害、大規模林野火災などの希少事案と呼ばれる災害への対応力を強化するため、各種災害に応じた専門的役割を指定することで、効果的に知識を向上させ、隊の活性化につなげようとするものであります。

2点目の取組みとして、地域の特性に応じて、人員の最適化や部隊の再編成を実施してまいります。

はしご車や水槽車など大型車両を運用していた特殊車隊と消火を担う消防隊を統合することで、特殊車両を運用できる職員の幅を広げるなど、効率的な現場活動につながるよう図ってまいります。

消防が行う災害現場活動は、複数の小隊が共同して、組織の総合力を発揮することで成り立っております。すなわち役割分担を明確化することで緊迫、混乱する現場で任務を確実に遂行することが可能となります。

次に第2節の部隊充実に向けた車両、装備等の整備についてでございます。

23ページをお開きください。

第1節でもお伝えしましたとおり、社会構造の進展によって災害は複雑化してきており、消防の現場活動もその環境に対応していかなければなりません。

これまで、消防車両の更新については、従来の車両を踏襲する形で計画に基づき更新してまいりましたが、消防ポンプ自動車の台数の見直しや署

所の状況に応じた車両の差別化を図る中で、部隊の強化に合わせた車両へと更新してまいります。

資機材につきましても、新たに開発される優れた資機材の調査研究を続けながら、本市にとって必要なものを見極めたうえで、充実強化を図ってまいります。

具体的な取組みの1点目として、狹隘地区や山間地域を管轄に持つ署所に、機動性と汎用性に富んだ小型消防車の採用を検討し、道路事情など地域の実情に適した消防車を導入していきます。

2点目の取組みとして、消防ポンプ車に水と消火薬剤を混合した泡を散布することで、窒息及び冷却により消火する泡消火システムの搭載について研究し、現場活動において、より効果的な消火戦術を構築してまいります。

3点目の取組みは現場活動で使用する資機材についてですが、部隊の新設や再編に併せ適正に資機材を配置するとともに、規格の統一や小型化、軽量化を図る中で、隊員の安全管理に努めながら効果的な資機材を整備してまいります。

参考ではございますが24ページをご覧ください。この表は、台数や部隊に合わせた更新計画でございます。

消防車両は車種によって更新する基準年数を定めており、短いもので、救急車が8年、長いものでは、はしご車や化学車、水槽車などが20年となっております。

次に第3節の消防力維持のための整備事業についてでございます。

25ページをご覧ください。

消防力を継続して維持していくためには、車両や資機材などをいつでも使える状態に保つためのメンテナンスが重要となります。

本市の消防力を構成している消防車両や装備は多数あり、消防業務の多様化により、今後もますます増えていく傾向にあります。これに連動し、維持管理していく費用も増加しております。維持管理を効率的に行うためには、適切な更新計画を定め、計画的に調達や更新を図っていく必要があります。

具体的には、法定点検のほか、各種資機材の検査や修繕を効率的に実施するとともに、代替えの利かないはしご車のオーバーホール（分解整備）を計画的に実施してまいります。

また、長期的な視点に立って消防資機材を更新してまいります。

次に第4節の消防水利の充実についてでございます。

26ページをご覧ください。

消防水利は、消火栓や防火水槽、ため池や河川など、消防隊が消火のた

めに使用する水利であり、火災活動を行う上で、なくてはならないものです。

安定した消防水利を確保するために、消火栓や耐震性防火水槽の整備を推進してまいります。

特に、大規模な地震が発生した場合でも、確実な消火活動を行うため、耐震性を有した防火水槽を整備していくとともに、老朽化した防火水槽についてどのように更新していくか検討してまいります。

消火栓については、水道施設の整備に併せ、有効な水量が得られるよう周辺の水利状況を勘案しながら設置、修繕、更新を行ってまいります。

具体的な取組み事項といたしましては、各署所の隊員による毎月の調査によって消防水利を適正に維持管理していくことや、調査結果を基に確実に修繕を実施していくこととしております。

2点目の取組みといたしましては、市の公園整備事業や要望などに併せて、関係部署と協議しながら、耐震性を有した防火水槽を設置してまいります。

3点目は、既存防火水槽の調査を実施することです。

阪神淡路大震災や新潟中越地震では、防火水槽が地震に強い消防水利であることが報告されておりますが、昭和30年以前に設置された防火水槽の一部で亀裂や減水などにより使用不能になっておりますので、本市において年月の経過した防火水槽について、強度点検や長寿命化の方法を調査するなかで、防火水槽の廃止や更新を検討してまいります。

最後に消火栓の整備についてですが、水道局と連携しながら適正な消火栓の配置や老朽化した消火栓の修繕を計画的に実施してまいります。

以上で第1節から4節までの説明を終わります。

村上
参事補

第5節の説明をいたします、消防局総務課の村上と申します。よろしくお願いたします。

27ページ中ほどをご覧ください。

第5節は消防施設事業として、災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めることとしており、現状、本市には3署、2分署、9出張所の14署所と消防総合訓練所を配置し、各種災害に備えております。

しかし現在、施設の約半数が築30年以上経過している状況であり、老朽化対策が課題となっているところです。

課題に対する取組みといたしまして、3点、挙げさせていただいております。

まず、計画的な予防保全による消防庁舎の維持管理を図ります。

これは、大分市公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画を指針として維持管理をおこなうものです。

次に、必要に応じた施設の環境整備を図ります。

これは、現存する施設に対して、女性が勤務できるような環境を整備するなど、時代の流れに即した施設の整備をおこなうものです。

最後に、将来の本市における消防庁舎の適正な配置を調査研究します。

消防庁舎の配置については、各地域における人口推計、地勢、災害動向に応じた部隊運用に連動した整備が必要なことから、その研究結果を基礎に、将来の庁舎配置を調査研究するものです。

それでは28ページをご覧ください。

本節に関する指標についてですが、他に策定した個別施設計画に基づき整備を行うため「無し」としております。

また、現状と課題に関する統計ですが、先ほど申しあげました個別施設計画に記載しているデータを抜粋して31ページまで掲載しております。この個別施設計画のデータについては状況に応じ適宜見直しを行うこととなっておりますので、ご承知おきください。

第2章第5節に係る説明は以上となります。

柴崎GL

第6節は、通信指令課の柴崎が説明申し上げます。

大分市消防局基本計画 素案（庁内検討委員会用）の32ページをご覧ください。

第6節 消防通信施設事業ですが、市民からの通報に対し、迅速な対応につなげるため、初動対応に必須となる災害情報を、高機能通信指令システムを活用して迅速に収集し、その情報を伝達することで災害対応を行っております。

現状と課題として、災害対応は24時間365日継続しなければなりませんので、現在導入しています高機能通信指令システムの維持管理をはじめ、社会状況の変化に対応することも必要となります。

また大規模災害時においても業務を継続していくため、更新時期などをとらえ安定性・拡張性の高いシステム導入を考えていく必要があります。

そのような中、県下14消防本部において消防指令業務の共同運用を令和6年4月の運用開始に向けて事業を進めて行くこととなり、現在、大分市が中心となり事業を進めております。

119番通報は増加傾向にあり、緊急通報に対応する職員のスキルアップも求められています。

課題に対する取り組みとしまして、現行システムの更新時には、大規模災害時に備えた安定性と、拡張性を持たせることや、IT知識、緊急通報対応力の高い職員の育成に努めることを掲げ、以下に具体的な取り組みを掲載しております。

33ページをご覧ください。

目標設定の指標としましては、高機能通信指令システムの維持、整備が

<p>内田 参事補</p>	<p>主な取り組みであることから設定はしていません。</p> <p>現状と課題に関する統計として、119番受信状況をはじめ、応急手当の口頭指導実施状況、内訳について通信関係の統計を掲載しています。</p> <p>33ページ下段からは用語の解説になります。</p> <p>高機能通信指令システムの解説ですが、一般的なシステムについてよりわかりやすい表現に変更しています。</p> <p>第2章第6節に係る説明は以上となります。</p> <p>第7節は消防局総務課の内田がご説明いたします。</p> <p>大分市消防局基本計画素案の35ページをご覧ください。</p> <p>第7節は人材育成推進事業となります。</p> <p>まず現状と課題ですが、カギカッコ内にある「人材育成基本ビジョン2016」は平成28年3月から施行されております。</p> <p>このビジョンの基本理念として、「人材こそが組織にとって最も重要な資源」と掲げており、「自ら考えて動ける職員」、「プロフェッショナルとして市民サービスの向上が図れる職員」、「常に前向きに挑戦する職員」を目指すべき職員像として、これまで人材育成に取り組んできたところです。</p> <p>今回消防基本計画を策定するにあたり、景気の動向や日々変容する社会情勢の変化に対応するためにも、人材の確保及び柔軟な人材育成が求められていることを課題としています。</p> <p>また、昨今の女性活躍の推進を図るため、消防吏員に占める女性割合の引き上げも課題としております。</p> <p>次に課題に対する取り組みですが、人材育成を推進し、目指すべき職員像の実現に取り組むとしており、具体的には、「1 人材育成ピラミッド構築の取組」では、各階級や補職に必要な資格取得等を支援し、それぞれの階層に応じた責務が果たせるよう所属内研修や訓練等取り組むことを掲げています。</p> <p>次に人材確保の取組みは、各種学校や職業説明会等を活用し、積極的に採用広報活動を行うことにより、女性のみならず受験者数の確保に取り組んでいくこととしており、課題にある消防吏員に占める女性割合の引き上げを実現するためには、消防という職種の男性イメージを払拭することが必要であり、広報活動を充実させ、女性受験者数の確保に取り組むことを掲げております。</p> <p>さらに、人材評価の取組みとして、人事評価制度の内容を精査し、人事管理の基礎とする人事評価制度の活用推進を明記しました。</p> <p>下段の2では、組織支援について明記しております。</p> <p>人材活用の取り組みでは、情勢適応による職員の適正配置の検討を掲げ、人材開発支援の取り組みでは、職員研修派遣及びOJT等の推進等、組織の支援についての取り組みを明記しております。</p>
-------------------	---

36ページは職務に必要な資格取得や人材バンク等の組織支援についての指標、過年度の実績による統計を示しております。

第7節人材育成推進事業の説明は以上となります。

次に38ページをご覧ください。

第8節は人材育成環境の整備・充実事業となります。

現状と課題ですが、まずは現状ですが、当局の訓練施設は2か所であり、消防総合訓練所は整備後37年が経過しており、高経年化が進んでいます。また、東消防署管内には訓練施設はなく、中央消防署と調整しながら消防総合訓練所を活用している現状です。

課題ですが、消防総合訓練所は昭和58年に整備され、昨今の高層化、複合化する建築物、耐火性の優れた建築物等を想定した複合的な訓練が行いづらく、災害の動向や時代の変化に応じた訓練施設が求められています。

また、昨今の全国的な火災発生件数の減少に伴い、本市も同様に減少傾向であることから、現場経験を補うことのできる、訓練や研修による経験値を向上させることが、本市の安全・安心のまちづくりのためには必要と考えます。人材育成がどこまで達成できているか測りにくいことから、ソフトとハードの充実は欠かせないと考えています。

課題に対する取組みは、先進地の施設調査や災害動向の調査・研究したものをベースに、今何が必要かを精査し、時代に即した訓練のあり方、施設整備について明記しています。また、中長期的な視点を持った委託派遣研修の精査と選出を明記し、具体的には、消防大学校や大分県消防学校の入校を計画的かつ効果的に推進するといったことを掲げております。

39ページは、過年度の各種学校入校実績を示し、人材育成の観点から必要な訓練施設と考える住宅や共同住宅等を模した訓練施設や放水壁等、訓練による経験値の積み重ねができる施設を例示しています。

第8節人材育成環境の整備・充実についての説明は以上となります。

芦刈
参事補

第9節・第10節は、消防局総務課の芦刈が説明申し上げます。

大分市消防局基本計画素案”の41ページをご覧ください。

本市では平成30年度末に大分市総合計画の下位計画である「大分市消防団ビジョン」を策定しており、消防団視点での行動指針は完成しておりますので、今回の大分市消防局基本計画では、消防局が消防団をいかに支援するかという視点で構成しています。

なお、今回の取組みについては、大分市消防団ビジョンと調和を図るため、消防団ビジョンに沿った内容とすることで、団員と職員がそれぞれの計画に基づいて、同じ目標に向かっていけるようにしています。

概要を申し上げますと、第9節では、消防団員を増やしていくためのいわゆる「充実」についての内容としており、第10節では、消防団の災害

	<p>対応能力を高めることや、地区の防災訓練で、指導的役割を持てるようにするための、いわゆる「強化」についての内容という整理にしています。</p> <p>それぞれの要点を申し上げますと、第9節では、消防団の「充実」、主に人材確保について取り扱うこととしており、取組みについても広報や行事企画、将来の団員育成の観点から少年期に消防団と共に活動する「かた昼消防団」の普及支援などとしております。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>人員確保に関しては、大分市総合計画の指標にも2,175人以上という目標設定をしている以上、消防団員に任せた人員確保ではなく、消防局としても積極的に団員確保に動いていく必要があります。</p> <p>また、団ビジョンでも事業所からの協力が課題解決に繋がる大きなポイントである旨記載されていますので、消防局が事業所への説明を行い、そこから入団に繋げた数を指標設定したいと考えております。</p> <p>43ページをご覧ください。</p> <p>第10節の「強化」では、「消防局との訓練や研修面といった育成面での連携がとれていない」点と、「施設や装備、資機材の整備への協力」についての2点を課題と捉え、育成面の連携につきましては、1の「消防団員が、各署所において日常的に実施する訓練へ参加できる仕組み作り」や3の「消防局が防災関係部局と連携して消防団員に研修を行える環境作り。」を取組として掲げています。資機材等の整備への協力につきましては、消防局とのバランスを考慮した上で、充実・強化に努めることとしております。</p> <p>44ページをご覧ください。育成面での連携について成果を図っていくために、消防署所と各管轄の消防団が合同で訓練や研修を実施した割合を計画最終年度には100%、つまり消防団の全174部が年間1回以上は消防署所を訪れ、訓練や研修を実施するという指標設定としています。</p> <p>大分市消防局基本計画素案第2章に係る説明は以上となります。</p>
高見委員	<p>それでは「第2章 消防体制の充実」の説明について、委員の皆さまからのご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
緒方委員	<p>緒方です。第2章第8節、人材育成環境の整備・充実事業の40ページ用語解説において、消防大学校の住所が「東京都調布市」と記載されていることから、大分県消防学校の住所も、「大分県挾間町」から「大分県由布市」へと変更していただけないでしょうか。</p>
秦参事補	<p>事務局の秦です。そのように訂正をさせていただきます。</p> <p>それではここで、事前に質問をいただいている内容を紹介します。</p> <p>安藤委員から事前に質問をいただいております。消防車等の特殊車両の洪水対策等についてです。消防局基本計画素案30ページで、ハザードマ</p>

	<p>ップでの洪水水位も記載されていますが、災害発生後も特殊性の高い消防車等の特殊車両を洪水から守ることも大事ではないかと思えます。対策は何か検討されているのでしょうか、とのこと。担当から回答させていただきます。</p>
<p>川上 参事補</p>	<p>警防課の川上です。安藤委員のご質問にお答えします。安藤委員がご指摘のとおり、災害に対して第一線で使用する消防車等を一時的に退避させることは、非常に重要であると考えております。東日本大震災においても、多くの消防車が被災し、消防活動に支障が出たと報告されています。</p> <p>そこで、現在警防課におきまして、津波や洪水時、一時的に車両や資機材を退避させる行動を示した「大規模災害時行動指針」を作成中でありますので、退避場所を所管する関係部局、また関係団体と協議をした上で具体的な場所を含めて、その指針の中に記載予定です。</p>
<p>高見委員</p>	<p>続きまして「第3章 救急救助体制の充実」について、担当の方からお願いします。</p>
<p>堤GL</p>	<p>救急救命課の堤です。第1節から4節までをご説明申し上げます。</p> <p>第3章は「救急救助体制の充実」です。第1節から4節までが「救急業務」に関するものとなります。</p> <p>第1節の「救急業務高度化事業」では、人口動態と連動した救急需要への応需策として、救急救命士などの人材の育成・教育に始まり、救急業務の質の担保のためのメディカルコントロール体制の充実、また、救命率の向上だけでなく予後の改善までを視野に入れた救急医療資機材の整備等への取り組みをあげております。</p> <p>「救急救命士」という国家資格は、高度な救命処置と呼ばれる、基本的には医師しか行うことのできない処置を、救急現場から実施することのできる資格ですが、この資格を取得し、高度な救命処置を実施できるようになるまでには、通常10年近くを必要とします。</p> <p>また、「現状と課題」の最後に記載しておりますように、これまで数度にわたり、救急救命士が行う救命処置は増えてきましたが、今後も更に増えていくことが予測されます。</p> <p>救急救命士がこのような処置を現場で行うためには、継続した教育が必要であり、その教育には医学的な質の担保も必要とされます。</p> <p>このことから次の46ページに写真を掲載しておりますように、「救急ワークステーション」として、医療機関での実習を始めとして、学会や実技講習会への積極的な参加を促し、それらを再教育の単位として可視化させることで、教育の充実も図ることとしており、単位の取得割合なども指標に挙げております。</p>

また、メディカルコントロール体制とは、救急救命士が処置を実施する際に、救急現場から直接、医師に指示を仰ぐ必要があるなど、教育だけでなく救急活動全般に対しての、医師からの医学的担保を得るための体制のことを指しますが、46ページには体制の充実・強化についての取組を記載させていただきます。

また、救命処置を実施し、医療機関と連携するための、高度な救急資器材の整備についても、検討を行わなければなりません。昨年は、救急現場から医療機関へ心電図のデータを伝送することが出来る資器材を導入したところです。

第1節についての、説明の概略は以上となりまして、47ページに指標をあげております。

つづきまして、第2節 関係機関連携推進事業につきましては、52ページをご覧ください。

これは、平常時のみならず、大規模災害への対応も見据えた、医療機関等との連携体制の構築を目指すものです。

近年毎年のように発生している豪雨災害や、危惧される巨大地震などが発生した際、迅速で適切な医療救護を実施するためには、災害現場に派遣される医療チームである、DMATなどとの緊密な連携が不可欠です。

また、自然災害だけでなく、1昨年大分市でも開催された、ラグビーワールドカップのような「マスギャザリング」と呼ばれる大規模イベントなどでも、多数の負傷者が発生することを想定して、協力体制を構築しておかなければなりません。

さらに、平常時においても、救急現場に早期の医療介入を現実とする「ドクターカー」制度を大分市も導入していますが、53ページの中段に訓練風景の写真がありますように、先ほどご紹介しました、救急ワークステーションでの実習などを通して、連携訓練を日常的に行うことで連携強化に努めることとします。

55ページをご覧ください。最下段に「大分DMAT」の説明をしております。大分DMATは独自の出動基準で、通常の災害であっても救出に時間を要する場合などは、出動要請が可能となっておりますが、このように「ドクターカー」「DMAT」についても、応需する側である医療機関との連携体制が構築されていることが前提ですので記載をさせて頂きました。

第2節については以上です。

第3節 応急手当普及啓発事業について、57ページからとなります。

第3節では新たな大分市総合計画にも掲げました、応急手当の実施率の向上につながる救命講習と、AED等への理解を促す広報活動などを記し

ております。

バイスタンダーと呼ばれる、救急現場に居合わせた人によって、心肺蘇生法などの応急手当が実施されることによって、救命の効果は非常に高いものになります。

ページは前後しますが、62ページをご覧ください。これは大分市で起きた事案のデータとなりますが、心肺停止の瞬間を目撃した場合などで、バイスタンダーによる応急手当が実施されなかった場合と、AEDの使用を含む応急手当が実施された場合は、社会復帰率が4倍の差がでるという、実績が示されております。このようなデータを基に、しっかりとした取組を行っていかうと考えております。

57ページにお戻りください。

このように効果の高いバイスタンダーによる応急手当ですが、市民の方に救命講習を受講していただく為には、市民意識調査などに基づいて、市民のニーズに沿った講習のあり方などを検討することに力を入れていかなければなりません。

また、今後は救急現場で応急手当が実施できるよう手助けをしてくれるスマートフォンのアプリなどについて調査・研究を、行っていきます。

このような取り組みに対して、59ページに指標として4項目上げさせていただいております。

第3節については以上です。

第4節 救急需要対策事業 について、64ページをご覧ください。

救急搬送までの一連の流れとして、「緊急度判定体系」についてイラストでお示ししています。

より緊急度の高い傷病者を適切な医療機関へ搬送するためには「家庭での自己判断」「電話相談」「119番通報を受けた消防機関」「救急現場」での各場面において緊急度を判断することが大切です。

市民の方が「どのような時に救急車を呼ぶべきなのか」について、理解を深めていただくことは、適切な医療を早期に受けるために必要であり、その結果、救命率・予後の改善が図られますが、その為の救急車の適正利用について、啓発活動を充実させます。

また、66ページにタブレットやスマートフォンでアプリを使用している写真を掲載しておりますが、訪日外国人からの救急要請への対策などにも取り組みます。

第4節の事業としては、2つの指標を65ページに示しています。

以上、4つの節において16の主な取組を掲げ、総合計画に掲げた応急手当の実施率の向上に大きくつながる指標を含めて、17本の指標を設定したところです。

<p>富高司令補</p>	<p>引き続き第5節 救助体制整備事業について警防課富高が説明申し上げます。</p> <p>73ページをご覧ください。</p> <p>救助件数は、全国的にも増加傾向となっており、大分市においても同様な傾向となっています。</p> <p>現状の課題といたしまして、特異事案への対応や、いち早い救助活動が展開できるような体制作りなどの課題があります。</p> <p>その課題への解決策といたしまして、3つの主な取組を掲げ、ソフト的なものを中心とした指標を7本設定しております。</p> <p>課題に対する取組みとしまして、1点目は、救助体制の強化を図ります。</p> <p>救助隊員を育成していく教育・研修制度の構築や、高度な事案や特異事案に対して的確に対応し、かつ、市域全体の救助事案に対する対応力を向上することを目的とした、教育・指導体制を構築します。イメージといたしまして、73ページに例示しているようなピラミッド型を考えております。</p> <p>74ページをご覧ください。</p> <p>この他、救助事案に迅速に対応するため、佐賀関消防隊、大南消防隊に救助資機材を配備し、いち早い救助活動を展開することにより、更なる体制の強化を図ります。</p> <p>ここに記載されているのが平成30年、31年中に発生した、各管轄地区における救助件数となります。</p> <p>75ページをご覧ください。</p> <p>取組みの2点目として、教育・訓練を実施します。</p> <p>救助に対する基礎的な能力から、技術的な能力、最新の救助技術の習得等を目的に各種訓練や教育を実施します。また、大規模災害時の活動を安全かつ効率的に行うため、関係機関等との合同訓練を実施し連携強化を図ります。</p> <p>取組みの3点目は、資機材の整備を行います。</p> <p>救助活動に必要な消耗品の計画購入や、複雑・多様化する各種災害に対応するため、今後必要となる資機材を調査研究し導入を図ります。</p> <p>76ページをご覧ください。</p> <p>ソフト的なものを中心とした指標を上段に、下段に記載しているものが、過去5年間の救助出動件数等をグラフ化したものになります。</p> <p>大分市消防局基本計画素案 第3章 に係る説明は以上となります。</p>
<p>高見委員</p>	<p>それでは「第3章 救急救助体制の充実」の説明について、委員の皆さまからのご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>

石丸委員	石丸です。消防局基本計画素案 65 ページの内容と思いますが、「DNA R」心肺蘇生を希望しない方への対応や、取組があれば教えていただけないでしょうか。
堤GL	DNA R についてですが、現在、大分県メディカルコントロール協議会のもとに作業部会ができ、県全体のプロトコルの協議が行われています。これを大分市の活動にも繋げていき、併せて広報活動も行う予定であります。
石丸委員	ありがとうございます。もう 1 点あるのですが、同じく 65 ページ、それと 70 ページの部分で、病院への収容所要時間に増加傾向が確認できます。昨年度と今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が考えられると思いますが、こういった搬送困難事例への対応や対策は考えているのでしょうか。
堤GL	病院への収容所要時間の増加は、石丸委員のご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響もあり、報道でも発表されていますが、まずはそういったものの分析等を行いまして、現場活動時間の短縮を目指し、教育訓練等行っていく所存であります。
高見委員	続きまして、「第 4 章 緊急消防援助隊等の充実・強化」について、担当の方から説明をお願いします。
坂本 司令補	<p>警防課の坂本です。</p> <p>第 4 章の緊急消防援助隊等の充実強化についてご説明いたします。</p> <p>78 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに「緊急消防援助隊」とは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による応援体制を構築するため、平成 7 年 6 月に創設されたものです。</p> <p>県外へ消防応援出動する部隊を緊急消防援助隊といい、県内の消防本部で構成されています。</p> <p>これまで全国各地で発生した地震や風水害で、40 回を超える消防応援に出動しており、広域応援体制の重要性を認識しているところです。</p> <p>以上のことを踏まえ、第 1 節 緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を図るうえでの現状と課題掲げております。</p> <p>災害派遣や予想される被害等に基づき、受援体制について計画しておりますが幸いにも、過去に本市において受援を受けるような大規模な災害は</p>

発生しておらず、受援活動の経験がありません。しかしながら、いつ発生するかわからない大規模災害には早期に受援体制を確立し、訓練等により円滑な体制を強化していくとともに、情報共有体制を整え、応援受け入れを最大限生かす必要があります。

万が一一大分市のみが被災した場合、県内外から約250隊規模の消防応援部隊が集結することとなります。

そこで、具体的な取り組みとして次の5点を行ってまいります。

1点目は、受入れ体制の充実・強化を図るための、受援計画の見直しを行います。

2点目は、受援体制に必要な資機材の確保を図ります。

3点目は、昇任候補者（消防司令：主査）を対象に研修を行います。

4点目は、全職員を対象に大規模災害時における研修を行います。

5点目は、南海トラフ地震（アクションプラン）等の災害に備え、消防本部機能を維持するため、整備を行います。

79ページをご覧ください。

指標としまして、令和4年度以降の研修、訓練の計画と、大分県下での受援実績を掲載しています。

次に80ページをご覧ください。

第2節_緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化についてですが、近年では、地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等が発生し、甚大な被害をもたらしています。

また、南海トラフ地震等の発生が懸念されていることから、こうした災害に対し国の動向を注視するとともに、応援体制の充実・強化に向け取り組む必要があります。

このことから、緊急消防援助隊制度の改正等による即応体制や、応援部隊の増隊等に柔軟に対応するとともに、関係機関と連携し応援体制の強化を図る事としております。本市は、大分県の代表消防機関及び大分県応援部隊の県隊長として指揮を担っていることから、応援部隊を効果的に展開し、部隊の統括を行う必要があるため、積極的に訓練及び研修に参加して参ります。

具体的な取り組みとしましては次の内容です。

1点目は、増隊に伴う応援体制を確立します。

2点目は、応援出動の即応体制を確立します。

3点目は、関係機関との連携強化（会議、訓練）を図ります。

4点目は、緊急消防援助隊に係る無償使用車両等を更新します。

5点目は、県下消防本部と研修の実施及び情報共有を図ります。

次に、応援体制のうち、国外からの応援要請に対し、災害派遣する体制についてご説明いたします。これら専門の派遣隊を国際消防救助隊（IR T）と言い、国際緊急援助隊（JDR）の中の救助チームとして編成され

	<p>ている消防の部隊で、政令指定都市及び中核市の77消防本部、599名が登録しております。本市においても6名の隊員を登録しており、主な役割は、国外の被災地で被災者の検索、救助、応急処置等の任務があります。</p> <p>日本の救助チームは、各国の能力評価において、最高分類の評価を受けており、これを継続するためには、統一した積極的な連携訓練及び習熟訓練を行う必要があります。その習得した技術や知識を消防局内で共有し、本市の災害現場に活かされているところです。</p> <p>国際消防救助隊の取り組みとしましては、他本部や関係機関との連携訓練に積極的に参加することや、本市における訓練施設設置の検討を行ってまいります。</p> <p>指標としまして、各種訓練の実施回数をあげております。</p> <p>そのほか、災害派遣と訓練実績を81ページ、82ページに掲載しております。</p> <p>大分市消防局基本計画素案第4章に係る説明は以上となります。</p>
高見委員	<p>本計画の概要の説明は、これで終了となります。それでは先ほどの「第4章 緊急消防援助隊等の充実・強化」の説明を含め、全体を通して何か委員の皆さまからのご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
緒方委員	<p>緒方です。消防局基本計画素案80ページの応援体制の充実・強化についてお伺いします。大分市消防局は大分県の代表消防本部であるため、必然的に国からの応援要請があれば、多くの隊を県外へ派遣しなければならないと思いますが、派遣後の消防局の消防力は、市内の災害対応に十分な体制がとれる状態なのか、または今後の課題として取り組んでいく必要があるのでしょうか。</p>
川上 参事補	<p>警防課川上がお答えいたします。ご質問についてですが、現状、緊急消防援助隊での応援派遣は、1次派遣隊として最大33名の派遣を行います。その後、残った職員での市内の災害対応は十分可能であると考えています。しかし災害が長期化し、2次派遣、3次派遣と行っていく場合、多くの職員が大規模な災害に関わるため、今後も引き続き応援派遣後の市内の災害対応について、検討していかなければならないと考えております。</p>
緒方委員	<p>緊急消防援助隊は、阪神淡路大震災をきっかけに発足されており、当初は短期間の活動を想定していましたが、近年は災害が大規模化し、活動期間が長期化しています。職員をローテーションして対応すると思いますが、今後は「長期間の活動」を想定した体制の構築が必要と考えます。ぜひ、その部分を考慮して計画を作成していただければと思います。</p>

<p>川上 参事補</p>	<p>緊急消防援助隊の応援派遣は、3泊4日の活動を想定しています。しかし、市内で大規模な災害が発生した場合、長期間の活動が必要になると考えております。現在、大分市消防局の体制を構築するため、先ほども少しお話しました「大規模災害時行動指針」を、職員の行動マニュアルも含めて作成しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>高見委員</p>	<p>それでは、議長である私から1点ご質問をさせていただきます。緊急消防援助隊の充実・強化という部分で説明をいただき、派遣するタイミングと派遣隊を受け入れるタイミングという部分の双方を強化していくというお話でした。その中で市民感情における質問です。</p> <p>応援に行くもしくは応援隊を受け入れる場合において、我々は報道等を知る場合が多いと思います。特に地元が被災をしている時は、大分市消防局から先行して、県外からも応援隊を受け入れていますという告知や啓発があると、市民としては大変安心すると思います。</p> <p>計画にはそのような啓発に関する記載が無かったので、どのようにお考えかお聞かせください。</p>
<p>安藤主査</p>	<p>事務局の安藤です。広報の部分に関わることですので、総務課としてお答えいたします。</p> <p>災害が発生した場合、また緊急消防援助隊の派遣を行った際、市民の皆さまにはホームページ等で周知をさせていただいております。どこのどのような災害に何台何人が派遣されたという内容を、速報として当日に載せています。</p> <p>大分市消防局の広報事業は、ホームページまたは投げ込みの報道資料という形で対応をしていますが、令和元年度より、大分市消防局広報戦略プロジェクトチームというものを立ち上げまして、SNS等を利用した新たな広報媒体を確立し、幅広い世代への広報を目指して検討や協議を行っているところであります。</p>
<p>高見委員</p>	<p>ありがとうございました。市民の安心、安全にも繋がりますので広く告知をしていただければと思います。</p> <p>もう1点よろしいでしょうか。消防団のことに關してですが、消防局基本計画素案40ページに消防団の充実ということで、人材育成のことに關して記載されています。消防職員の人材育成の部分に比べて「学んでいる」という要素が見られないように感じます。研修の機会や環境を整えるという記載で終わっているの、消防団に対して学んでいるという表現を加えてはどうでしょうか。</p>

<p>芦刈 参事補</p>	<p>ありがとうございます。昨年度、教育訓練のあり方検討会というものを消防団員で組織しまして、消防団員があるべき姿や学ぶ体制を協議してもらい、昨年度末に消防局へ提示をしていただきました。それを元に、消防局が消防団員に対してどういう教育をしていくかを検討してまいります。こちらの内容は消防団ビジョンの方に記載しております。</p>
<p>高見委員</p>	<p>次に次第の「その他」ですが、委員の皆さまから何かありますでしょうか。 ないようでしたら、事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>秦参事補</p>	<p>次回の第2回検討委員会について、お知らせいたします。 日程については、7月19日(月)14時から、本委員会と同様にWeb会議にて開催予定としております。 詳細については、後日メールにて案内いたしますので、委員の皆さまのご日程の調整をよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>高見委員</p>	<p>以上を持ちまして、議事を終了いたしますので、議事進行を事務局にお返しします。</p>
<p>秦参事補</p>	<p>高見委員長、議事進行誠にありがとうございました。 それでは、以上を持ちまして、令和3年度第1回大分市消防局基本計画検討委員会を閉会いたします。 本日は、誠にありがとうございました。長時間、大変お疲れさまでした。</p>